

## 川崎市指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定要領

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定については、法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「規則」という。）及び川崎市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年川崎市規則第61号。以下「細則」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

### 1 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）が担当する医療の種類

法第59条第1項の規定により育成医療及び更生医療を担当する医療機関として指定を受けた指定自立支援医療機関（以下「指定医療機関」という。）は、次に掲げる医療の種類の一部又は全部を担当する。

- (1) 眼科に関する医療
- (2) 耳鼻咽喉科に関する医療
- (3) 口腔に関する医療
- (4) 整形外科に関する医療
- (5) 形成外科に関する医療
- (6) 中枢神経に関する医療
- (7) 脳神経外科に関する医療
- (8) 心臓脈管外科に関する医療
- (9) 心臓移植に関する医療
- (10) 腎臓に関する医療
- (11) 腎移植に関する医療
- (12) 小腸に関する医療
- (13) 肝臓移植に関する医療
- (14) 免疫に関する医療
- (15) 歯科矯正に関する医療
- (16) 薬局
- (17) 訪問看護

### 2 指定医療機関の指定・変更の申請

- (1) 市長は、法第59条第1項に規定する指定を受けようとする医療機関から指定申請があったときは、必要に応じ、あらかじめ川崎市社会福祉審議会条例（平成12年川崎市条例第14号）第8条に規定する指定自立支援医療機関審査部会

- (以下「医療機関審査部会」という。)の意見を聴いて指定又は却下を決定する。
- (2) 市長は、前号の規定により指定医療機関を指定するときは、原則として指定の決定がなされた月の翌月の初日をもって指定する。
- (3) 市長は、前2号の規定により指定医療機関を指定したときは、次の事項について告示を行うとともに、「指定書」(細則第32号様式)を当該医療機関に交付する。
- ア 病院又は診療所
- (ア) 病院又は診療所の名称
  - (イ) 病院又は診療所の所在地
  - (ウ) 担当すべき医療の種類
  - (エ) 指定年月日
  - (オ) 標榜診療科目
  - (カ) 主として担当する医師名又は歯科医師名
- イ 薬局
- (ア) 薬局の名称
  - (イ) 薬局の所在地
  - (ウ) 指定年月日
  - (エ) 管理薬剤師名
  - (オ) 開設者名
- ウ 健康保険法(大正11年法律第70号)第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者(同法第8条第4項に規定する訪問看護を行う者に限る。)若しくは同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者(同法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問看護を行うもの者に限る。以下「訪問看護事業者等」という。)
- (ア) 訪問看護事業又は居宅サービス事業若しくは介護予防サービス事業を行う事業所(以下「訪問看護ステーション等」という。)の名称
  - (イ) 訪問看護ステーション等の所在地
  - (ウ) 指定年月日
  - (エ) 看護師名
  - (オ) 開設者名
- (4) 市長は、指定医療機関の指定を受けた事項のうち、規則第57条第1項第5号、第2項第5号及び第3項第5号に規定する担当しようとする自立支援医療の種類を変更しようとする医療機関から変更の申請があったときは、必要に応じ、あらかじめ医療機関審査部会の意見を聴いて承認又は却下を決定する。
- (5) 市長は、前号の規定により担当しようとする自立支援医療の種類の変更を承認

したときは、「医療の種類変更承認書」（別紙 1 4）を当該医療機関に交付する。

(6) 市長は、第 1 号又は第 4 号の規定により申請を却下したときは、「審査結果通知書」（細則第 3 3 号様式）を当該医療機関に通知する。

### 3 指定医療機関の更新

(1) 市長は、法第 6 0 条第 1 項の規定に基づき指定を更新しようとする医療機関から指定の更新申請があったときは、必要に応じ、あらかじめ医療機関審査部会の意見を聴いて指定を更新する。

なお、有効期間の満了を迎える指定医療機関に対しては、あらかじめ更新の意向等を確認する。

(2) 市長は、前号の規定により指定医療機関を更新したときは、告示を行うとともに、「更新書」（別紙 1 5）を当該医療機関に交付する。

(3) 市長は、第 1 号の規定により更新申請を却下したときは、「不更新通知書」（別紙 1 6）を当該医療機関に通知する。

### 4 審査（確認）の基準

(1) 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）療養担当規則（平成 1 8 年厚生労働省告示第 6 5 号）に基づき、懇切丁寧な自立支援医療が行える医療機関又は事業所であること。また、病院及び診療所にあつては、原則として現に自立支援医療の対象となる身体障害の治療を行っていること。

(2) 患者や家族の要望に応じて、各種医療及び福祉制度の紹介や説明、カウンセリングを行えるスタッフについて体制の整備が図られていること。また、病院及び診療所にあつては、担当しようとする医療の種類について、自立支援医療を行うために十分な医療スタッフの体制及び医療機器等の設備を有しており、適切な標榜科が示されていること。

(3) その他指定医療機関として必要とされる体制及び設備については、別表第 1 に掲げるとおりとする。

(4) 自立支援医療を主として担当する医師又は歯科医師に関する要件については別表第 2 に掲げるとおりとする。

### 5 指定の取消し

(1) 市長は、指定医療機関が次のいずれかに該当したときは、あらかじめ医療機関審査部会の意見を聴いて、指定を取り消すことができる。

ア 法第 6 8 条の規定に該当したとき。

イ 主として担当する医師又は歯科医師に変更があつた場合において、変更後の医師又は歯科医師の経歴等が指定基準に合致しないと認められ、かつ他の医師又は歯科医師に変更することが困難なとき。

(2) 市長は、前号の規定により指定を取り消したときは、その旨を告示するとともに、当該医療機関に通知する。

## 6 指定医療機関の申請（届出）事項

(1) 指定医療機関は、次のいずれかに該当するときは、その旨を市長に申請（届出）しなければならない。

### ア 病院又は診療所の場合

- (ア) 病院又は診療所の名称又は所在地に変更があったとき。
- (イ) 開設者の住所、氏名、生年月日及び職名又は名称に変更があったとき。
- (ウ) 担当する医療の種類に係る標ぼう科目に変更があったとき。
- (エ) 主として担当する医師又は歯科医師に変更があったとき。
- (オ) 自立支援医療を行うために必要な設備の概要に変更があったとき。
- (カ) 診療所にあつては、患者を入院する施設の有無及び有するときはその入院定員に変更があったとき。
- (キ) 病院又は診療所を休止、廃止又は再開したとき。
- (ク) 医療法（昭和23年法律第205号）第24条、第28条又は第29条に規定する処分を受けたとき。
- (ケ) 指定を辞退しようとするとき（指定の辞退に当たっては30日以上予告期間を設けるものとする。）。

### イ 薬局の場合

- (ア) 薬局の名称又は所在地に変更があったとき。
- (イ) 開設者の住所、氏名、生年月日及び職名又は名称に変更があったとき。
- (ウ) 管理薬剤師に変更があったとき。
- (エ) 調剤のために必要な設備又は施設の概要に変更があったとき。
- (オ) 薬局を休止、廃止又は再開したとき。
- (カ) 薬事法（昭和35年法律第145号）第72条第4項又は第75条第1項に規定する処分を受けたとき。
- (キ) 指定を辞退しようとするとき（指定の辞退に当たっては30日以上予告期間を設けるものとする。）。

### ウ 訪問看護事業者等の場合

- (ア) 訪問看護ステーション等の名称又は所在地に変更があったとき。
- (イ) 訪問看護事業者等の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名に変更があったとき。
- (ウ) 訪問看護ステーション等において指定訪問看護若しくは指定老人訪問看護又は指定居宅サービス（介護保険法第8条第4項に規定する訪問看護に限る。）若しくは指定介護予防サービス（介護保険法第8条の2第4項に規定する介護予防訪問看護に限る。）に従事する定数に変更があったとき。
- (エ) 訪問看護ステーション等を休止、廃止又は再開したとき。
- (オ) 健康保険法第95条又は介護保険法第77条第1項に規定する処分を受

けたとき。

(カ) 指定を辞退しようとするとき(指定の辞退に当たっては30日以上の予告期間を設けるものとする。)

(2) 市長は、指定医療機関から前号の申請(届出)があったときは、必要に応じ、あらかじめ医療機関審査部会の意見を聴いて承認する。

(3) 市長は、前号の規定により変更を承認したときは、当該医療機関に通知する。

(4) 市長は、法69条又は規則61条の規定により、次の届出があったときは、その旨を告示する。

ア 第1号ア(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(カ)又は(ケ)に係る届出

イ 第1号イ(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)又は(キ)に係る届出

ウ 第1号ウ(ア)、(イ)、(ウ)又は(カ)に係る届出

## 7 申請又は届出に必要な書類

### (1) 病院又は診療所の場合

ア 指定申請、担当しようとする自立支援医療の種類の変更

(ア) 指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)指定申請書(病院又は診療所)(細則第26号様式)

(イ) 主として担当する医師又は歯科医師の経歴書(別紙1)

(ウ) 自立支援医療を行うために必要な設備及び体制の概要(別紙2)

(エ) 中枢神経に関する医療及び歯科矯正に関する医療にあつては、研究内容に関する証明書(別紙3)

(オ) 腎臓に関する医療を担当する医師にあつては、人工透析に関する専門研修・臨床実施証明書(別紙4)

(カ) 小腸に関する医療を担当する医師にあつては、中心静脈栄養療法等に関する臨床実績証明書(別紙5)

(キ) 心臓移植に関する医療を担当する医師にあつては、心臓移植症例申立書(別紙6)

(ク) 心臓移植に関する医療のうち心臓移植術後の抗免疫療法を担当する医師にあつては、主として担当する医師の心臓移植術後の抗免疫療法に関する臨床実績証明書(別紙6の2)又は連携機関の医師の心臓移植術後の抗免疫療法に関する臨床実績証明書(別紙6の3)

(ケ) 腎移植に関する医療を担当する医師にあつては、腎移植症例申立書(別紙7)

(コ) 肝臓移植に関する医療のうち肝臓移植後の抗免疫療法を担当する医師にあつては、主として担当する医師の肝臓移植後の抗免疫療法に関する臨床実績証明書(別紙8)又は連携機関の医師の肝臓移植後の抗免疫療法に関する臨床実績証明書(別紙8の2)

- (サ) 歯科矯正に関する医療を担当する歯科医師にあつては、歯科矯正症例申立書（別紙9）
- (シ) その他市長が必要と認めたもの
- イ 主として担当する医師又は歯科医師の変更
  - (ア) 変更届出書（細則第34号様式）
  - (イ) 自立支援医療を行うために必要な設備及び体制の概要（別紙2）
  - (ウ) 主として担当する医師又は歯科医師の経歴書（別紙1）
  - (エ) 中枢神経に関する医療及び歯科矯正に関する医療にあつては、研究内容に関する証明書（別紙3）
  - (オ) 腎臓に関する医療を担当する医師にあつては、人工透析に関する専門研修・臨床実施証明書（別紙4）
  - (カ) 小腸に関する医療を担当する医師にあつては、中心静脈栄養療法等に関する臨床実績証明書（別紙5）
  - (キ) 心臓移植に関する医療を担当する医師にあつては、心臓移植症例申立書（別紙6）
  - (ク) 心臓移植に関する医療のうち心臓移植術後の抗免疫療法を担当する医師する医師にあつては、主として担当する医師の心臓移植術後の抗免疫療法に関する臨床実績証明書（別紙6の2）又は連携機関の医師の心臓移植術後の抗免又は連携機関の医師の心臓移植術後の抗免疫療法に関する臨床実績証明書（別紙6の3）
  - (ケ) 腎移植に関する医療を担当する医師にあつては、腎移植症例申立書（別紙7）
  - (コ) 肝臓移植に関する医療のうち肝臓移植後の抗免疫療法を担当する医師にあつては、主として担当する医師の肝臓移植後の抗免疫療法に関する臨床実績証明書（別紙8）又は連携機関の医師の肝臓移植後の抗免疫療法に関する臨床実績証明書（別紙8の2）
- (サ) 歯科矯正に関する医療を担当する歯科医師にあつては、歯科矯正症例申立書（別紙9）
- (シ) その他市長が必要と認めたもの
- ウ 医療機関の名称及び所在地等の変更又は開設者の住所、氏名、生年月日及び職名又は名称の変更
  - (ア) 変更届出書（細則第34号様式）
  - (イ) 自立支援医療を行うために必要な設備及び体制の概要（別紙2）
- エ 自立支援医療を行うために必要な設備及び体制の概要の変更
  - (ア) 変更届出書（細則第34号様式）
  - (イ) 自立支援医療を行うために必要な設備及び体制の概要（別紙2）

オ 指定更新

(ア) 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定更新申請書（病院又は診療所）（別紙 17）

(イ) 自立支援医療を行うために必要な設備及び体制の概要（別紙 2）

カ 休止、廃止又は再開

指定自立支援医療機関（休止・廃止・再開）届出書（細則第 35 号様式）

キ 医療法第 24 条、第 28 条又は第 29 条の規定による処分を受けたとき当該処分に関する通知書の写し

ク 辞退

指定自立支援医療機関辞退届出書（別紙 13）

(2) 薬局の場合

ア 指定申請

(ア) 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定申請書（薬局）（細則第 28 号様式）

(イ) 経歴書（管理薬剤師）（別紙 10）

(ウ) 調剤のために必要な設備・施設の概要（別紙 11）

(エ) 薬剤師免許証の写し

(オ) 薬局開設許可証の写し

(カ) 薬局内のレイアウトの分かるもの

(キ) 身体障害者に配慮した設備構造が確保されていることが、確認できる写真及び図面

イ 薬局名称及び所在地等の変更、又は開設者の住所、氏名、生年月日及び職名又は名称の変更

(ア) 変更届出書（細則第 34 号様式）

(イ) 調剤のために必要な設備・施設の概要（別紙 11）

(ウ) 薬局開設許可証の写し

(エ) 薬局内のレイアウトの分かるもの

(オ) 身体障害者に配慮した設備構造が確保されていることが、確認できる写真及び図面

ウ 管理薬剤師の変更

(ア) 変更届出書（細則第 34 号様式）

(イ) 経歴書（管理薬剤師）（別紙 10）

(ウ) 薬剤師免許証の写し

エ 調剤のために必要な設備及び施設の概要の変更

(ア) 変更届出書（細則第 34 号様式）

(イ) 調剤のために必要な設備・施設の概要（別紙 11）

オ 指定更新

(ア) 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定更新申請書（薬局）（別紙 1 8）

(イ) 調剤のために必要な設備・施設の概要（別紙 1 1）

カ 休止、廃止又は再開

指定自立支援医療機関（休止・廃止・再開）届出書（細則第 3 5 号様式）

キ 薬事法第 7 2 条第 4 項又は第 7 5 条第 1 項に規定する処分を受けたとき  
当該処分に関する通知書の写し

ク 辞退

指定自立支援医療機関辞退届出書（別紙 1 3）

(3) 訪問看護事業者等の場合

ア 指定申請

(ア) 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定申請書（指定訪問看護事業者等）（細則第 3 0 号様式）

(イ) 訪問看護ステーション等において指定訪問看護若しくは指定老人訪問看護又は指定居宅サービス（介護保険法第 8 条第 4 項に規定する訪問看護に限る。）若しくは指定介護予防サービス（介護保険法第 8 条の 2 第 4 項に規定する介護予防訪問看護に限る。）に従事する定数（別紙 1 2）

(ウ) 看護師免許証等の写し

イ 訪問看護ステーション等の名称及び所在地等又は訪問看護事業者等の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名の変更

(ア) 変更届出書（細則第 3 4 号様式）

ウ 訪問看護ステーション等において指定訪問看護若しくは指定老人訪問看護又は指定居宅サービス（介護保険法第 8 条第 4 項に規定する訪問看護に限る。）若しくは指定介護予防サービス（介護保険法第 8 条の 2 第 4 項に規定する介護予防訪問看護に限る。）に従事する定数の変更

(ア) 変更届出書（細則第 3 4 号様式）

(イ) 訪問看護ステーション等において指定訪問看護若しくは指定老人訪問看護又は指定居宅サービス（介護保険法第 8 条第 4 項に規定する訪問看護に限る。）若しくは指定介護予防サービス（介護保険法第 8 条の 2 第 4 項に規定する介護予防訪問看護に限る。）に従事する定数（別紙 1 2）

エ 指定更新

(ア) 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定更新申請書（指定訪問看護事業者等）（別紙 1 9）

(イ) 訪問看護ステーション等において指定訪問看護若しくは指定老人訪問看護



護又は指定居宅サービス（介護保険法第8条第4項に規定する訪問看護に限る。）若しくは指定介護予防サービス（介護保険法第8条の2第4項に規定する介護予防訪問看護に限る。）に従事する定数（別紙12）

オ 休止、廃止又は再開

指定自立支援医療機関（休止・廃止・再開）届出書（細則第35号様式）

カ 健康保険法第95条又は介護保険法第77条第1項に規定する処分を受けたとき

当該処分に関する通知書の写し

キ 辞退

指定自立支援医療機関辞退届出書（別紙13）

## 8 申請等の窓口

各申請又は届出の窓口は、川崎市健康福祉局医療保険部国民年金・福祉医療課において担当する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月21日から施行する。